平成２１年（フ）第３０２号
北海道苫小牧市桜木町４丁目４番22号　丹羽ハイツ
債務者　杉岡　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０３号
北海道苫小牧市光洋町３丁目２番９号　レインボーハウス光洋ＮＯ．10―103号
債務者　葛西　弘樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３１２号
北海道苫小牧市新明町５丁目25番５号
債務者　加藤　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３１７号
北海道苫小牧市新中野町２丁目15番10号　広栄荘１階左
債務者　笠原　佳奈（旧姓赤川）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７４号
岩手県釜石市天神町８番27号
債務者　田畑　美香
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７０７号
宮城県塩竈市千賀の台２丁目10番６号
債務者　多田　秀次
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１１号
仙台市宮城野区福室３丁目21番28号
債務者　佐藤　裕利
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３０号
仙台市宮城野区栄５丁目18番１―606号
債務者　高橋いく子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
福島市渡利字丸田２番地の１　渡利ハイツ201号
債務者　榊原美代子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９９号
茨城県筑西市岡芹969番地18　高浜アパート２
債務者　阿部ビアトリス
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９８号
茨城県古河市東山田998番地39
債務者　野底　大介
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１９号
茨城県下妻市黒駒1085番地５
債務者　藤木　　保
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２１号
茨城県坂東市沓掛6672番地１
債務者　仲西　栄二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３８号
茨城県結城市大字結城8508番地２、前住所茨城県下妻市江2034番地10
債務者　日向野春夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２６３号
千葉県市原市辰巳台東１丁目９番地67
債務者　植木　祐美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８４号
千葉県市川市市川南５―４―３テラスアーバンコートＢ棟、住民票上の住所千葉県市川市北国分１丁目５番23号
債務者　大村　誓子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８６号
千葉市中央区浜野町669番地　ドミール浜野Ａ102号
債務者　齊藤　美樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０５号
千葉市若葉区殿台町125番地　さつき荘７号
債務者　鈴木　祐恵
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係